

## 子どもの権利条例&さがみみ10周年企画 第1弾

### ～ 子どもが考えて、子どもが決める ～ さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室） マスコットキャラクターイメージデザイン募集

平成27年に市子どもの権利条例が施行され、さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）が開設10周年を迎えるにあたり、さがみみが相模原の子どもたちにより一層親しみを持ってもらえるような相談室になるため、子ども発案のマスコットキャラクターのイメージデザインを募集します。

#### 1 応募資格

さがみはらの子ども（令和6年4月1日時点で19歳までの相模原市在住・在学・在勤の方）

#### 2 応募の必要事項

- ・マスコットキャラクターのイメージデザイン
- ・イメージデザインの説明（どんなイメージで描いたか、どんなメッセージを込めたか等）
- ・マスコットキャラクターの名前
- ・応募者（子ども）の氏名、住所、電話番号、学年（または年齢）

#### 3 募集期間

令和6年11月1日（金）から12月27日（金）まで（消印有効）

#### 4 応募方法

- （1）デジタルデータや紙に描いたイラストの撮影データを市ホームページの募集フォームから応募
- （2）青少年学習センターあてに郵便、ファックス、持ち込み等による応募

#### 5 審査方法

- （1）一次審査（さがみみ審査）：さがみみ関係者（子どもの権利救済委員等）による選考審査
- （2）二次審査（子ども審査）：令和7年度市民まつり等で子どもによる投票審査

#### 6 結果・表彰等（予定）

採用作品は令和7年6月頃に発表し、同年11月の子どもの権利推進事業にて表彰します。

#### 7 その他

注意事項や採用作品の取り扱いについては、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/boshu/etc/1031632.html>



（参考）さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）とは

子どもの権利侵害をはじめとする子どもの様々な悩みに対応するため、市子どもの権利条例に基づき設置している独立性が担保された第三者的位置づけの相談・救済機関です。

子どもの権利救済委員3名と子どもの権利相談員4名が在籍しています。

問合せ先

青少年学習センター

電話 042-751-0091